

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、市町村や民間団体等の企画提案を基本とするあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業を円滑に推進するために、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付金事業者の要件

交付要綱の別表に掲げる交付金事業者については、愛知県内の市町村又は次の要件を全て満たす団体とする。

- 1 愛知県内に活動の拠点を置き、団体構成員自ら活動を行う5人以上の団体であること。また、団体構成員は主として県内在住・在勤・在学の者であること。
- 2 団体の設立目的、趣旨等を明記した規約を有すること。
- 3 代表者及び所在地が明らかなこと。
- 4 会計経理が明確なこと。
- 5 政治団体や宗教団体でないこと。
- 6 暴力団及びその関係者でないこと。
- 7 交付対象事業の公表に異議がないこと。

第3 申請件数等

事業計画の応募及び交付申請は、交付対象事業区分ごとに1回の募集につき1件とする。ただし、複数の交付対象事業区分で事業を実施する場合でも、1団体（市町村を含む。）当たりの応募及び申請の上限額は年間合計110万円（ただし、本交付金対象事業を前年度から継続実施する団体（市町村を含む。）については80万円、6年以上継続実施する団体（市町村含む。）については70万円）とする。

第4 事業実施形態（共催関係等）

- 1 複数の団体が共同で実施する場合（共催）は、当該事業の経理事務を担当し、責任をもって事業を実施する団体が申請書を作成し、提出すること。
- 2 共同で実施するために組織された、いわゆる実行委員会形式で行う場合についても上記1に準じる。

第5 交付対象事業の要件

交付要綱の別表に掲げる交付対象事業については、次の要件を全て満たす必要があるものとする。

- 1 共通事項

- (1) 営利を目的としないこと。
 - (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
 - (3) 愛知県内で実施すること。
 - (4) 交付対象年度に既に着手している事業でないこと。
 - (5) 交付金事業者が自主的かつ主体的に取り組むこと。
 - (6) 寄付等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。
 - (7) 森と緑づくり以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと。
 - (8) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動ではないこと。
 - (9) 特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと。
 - (10) 同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと。

2 環境学習及び独自提案（交付要綱別表の2～3及び5）
事業の企画のみを目的とする事業でないこと。

3 緑の教室（交付要綱別表の「4」）

 - (1) 事業の企画のみを目的とする事業でないこと。
 - (2) 緑の生育又は木質バイオマスの利用を行い、加えて地球温暖化対策等に関する環境学習を行うこと。

第6 交付対象経費

- 交付対象経費は、実績対象事業の完了の日までに支払の完了した経費であること。
 - 交付要綱第6第1項（1）に定める弾力的運用に伴う事業内容の変更とは、交付要綱別表の「交付対象経費」欄に掲げる経費の配分の変更とする。ただし、⑧その他事業活動に必要と認められる経費、⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料を、交付決定額の20%以上増額させる場合を除く。

第7章 交付金事業者の募集、実施計画書の提出

交付金事業者の募集は、公募により行うものとし、応募の方法等については、以下に示すほか、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業募集要領によるものとする。

- 交付対象事業を行おうとする者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施計画書(別記様式1)3部を知事に対しその定める期日までに提出するものとする。
 - 知事は、前項により提出された実施計画書の内容を審査し、その結果を通知する。
 - 前項の通知において計画書が適当であると認められた者は、交付要綱により、交付金の交付申請を行うものとする。

第8章 早期着手

- 1 交付金事業者は、次の要件のいずれかに該当する場合は交付決定前に着手することができる。

- (1) 社会情勢等により、特に緊急に事業を実施する必要のあるもの。
 - (2) 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- 2 交付金事業者は、計画承認通知があった後、交付決定前に交付対象事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（別記様式3）を提出するものとする。
- 3 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は、必要な条件を付して交付金事業者に早期着手承認通知書（別記様式4）により通知するものとする。ただし、知事は交付金事業者に対し、早期着手の承認が交付対象事業として交付金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に交付金が交付されなかつた場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかなければならぬ。
- 4 交付金事業者は、早期着手により交付対象事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（別記様式5）を提出するものとする。

第9 概算払

- 1 交付金事業者のうち、交付要綱第12第2項に定める交付金概算払を承認申請することができるものは、過去に本交付金事業を実施したことがあるNPO又はボランティア団体のうち、交付要綱第15による決定の取消し等を受けたことのない者とする。
- 2 概算払の承認申請は、交付申請と併せて行わなければならない。また、概算払の申請回数は1回を限度とする。
- 3 概算払の額は、交付決定額（申請時点において変更承認決定を受けている場合は、その額）の40%に相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を限度とする。
- 4 交付金事業者は、概算払承認を申請するときは、誓約書（別記様式6）及び資金計画書（別記様式7）を提出するものとする。

第10 物品購入等で得られたポイントの取扱い

交付金事業の実施に必要な消耗品・資材・用具等の購入に伴い、店舗での商品等の購入や値引きが可能なポイントが与えられた場合、その取扱いを以下のとおりとする。

- 1 事業実施に伴って取得した、領収書記載のポイントの合計が1,000円相当額を超える場合を対象とする。
- 2 1のポイントは、事業の趣旨に沿った環境活動・学習に使用することとし、この用途での使用が難しい場合は、得られたポイント相当額の請求を控えること。
- 3 県は交付金事業者に対し、実績報告書が提出された時にポイントの用途を確認する。

第11 物品・備品の表示

交付金事業者は、交付金で購入した10万円を超える物品・備品に購入年月日、物品名及び「あいち森と緑づくり事業交付金充当」の名称を、直接記載又は記載した紙片の貼付等により表示すること。

第12 書類の提出先

交付要綱及びこの要領に基づく書類は、別に定める場合を除いて、県庁の所管課（環境局環境政策部環境活動推進課、同水大気環境課生活環境地盤対策室、同自然環境課又は環境局地球温暖化対策課）に提出するものとする。

第13 参加者に対する周知の要件

交付金事業者は、事業の参加者に対して、あいち森と緑づくり税を活用した事業であることを周知すること。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別記様式 1

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

実施計画書

整理番号

(記入不要)

No. 1

取組の名称	取組におけるSDGsの目標 ※該当する目標番号を記載（実施要領参考資料を参照）	
事業実施団体等の名称等	(市町村名又は団体名) (所在地)〒 (代表者職・氏名)	
	事務担当者	(所属部署・役職) (氏名) (住所*) 〒 (電話) (Fax) (E-mail) ※ 県からの通知等はこちらの住所に郵送します
事業区分 (1~5に○印を記入)	A 環境保全活動	(1) 森・緑の育成活動事業
	B 環境学習	(2) 水と緑の恵み体感事業 (3) 森林生態系保全の学習事業
	C 緑の教室	(4) 太陽・自然の恵み学習事業
	D 独自提案	(5) 独自提案による環境保全活動・環境学習事業
事業内容	(実施日、内容、参加人数)	
実施場所	(所在地)	
(環境保全活動の場合) 土地の所在地及び所有者	※ 事業実施者が土地所有者、管理者等と異なる場合は、実施計画書に土地の所有者、管理者等の承諾書を添付してください。	
共催、後援、協賛		

No.2 (実施計画書に添付)

事業目的		
事業概要		<p>※ 市町村が事業の一部をNPO等の団体に委託する場合には、本欄に当該委託の内容と委託先団体名を記述してください。また、実施計画書には、委託先団体に係る情報を別紙①（団体活動状況調）及び別紙②（申告書）にて添付してください。</p>
事業の特徴	(1)事業の趣旨 (森と緑づくり事業の趣旨との合致)	
	(2)効果 (事業実施の効果、参加人数、県内への波及の大きさ)	
	(3)今後の展開 (次年度以降の事業継続性、新たな展開)	
	(4)創意工夫・地域性 (事業に係る創意工夫、地域資源の活用)	
	(5)実現可能性 (具体性、実行能力・実績)	
団体として実施する環境配慮の取組		<p>※プラスチックごみ削減、省エネなど、環境配慮の取組を記載してください（実施要領参考資料を参照）。</p>
次年度以降の活動計画 ・展開構想	2年目	
	3年目	
	4年目	
	5年目	

備考 行の高さは、適宜変更すること。

収支予算書

取組の名称:

団体等の名称:

1 収入の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
県交付金		
自己負担額		
その他収入		
合計		

2 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
交付対象経費	(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費 ②活動のための交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 ③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 ④講演会、講習会等の講師に対する謝金 ※講師謝金を計上する場合は、応募時に講師の略歴と活動における役割を提出すること(様式は任意)。 ⑤広報・印刷費 ⑥活動の際の保険料・資材運搬費 ⑦事務室・会議室等の借上費 ⑧その他事業活動に必要と認められる経費 (市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等	
	小計	
交付対象外経費	小計	
	合計	

備考 実施計画書には、本様式に収支予算を記入し、添付すること。

支 出 明 細 書 (予算)

取組の名称:

団体等の名称:

項目	品名	単価	数量	計
(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び 保全活動協定締結のため の測量・調査に要する経 費				
②活動のための交通費、ガソ リン代等の車両の燃料費、 駐車場代				
③消耗品・資材・用具等の購 入・借上・維持修繕費				
④講演会、講習会等の講師 に対する謝金				
⑤広報・印刷費				
⑥活動の際の保険料・資材運 搬費				
⑦事務室・会議室等の借上 費				
⑧その他事業活動に必要と 認められる経費				
(市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO 等に対する委託料等				

備考 実施計画書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

団体活動状況調

(ふりがな) 団体名			代表者 職・氏名
所在地	〒		
電話番号		設立年月日	年 月 日
団体構成員	総人員（当該年度の4月1日現在）		人
	内訳		
目的			
沿革及び主な活動実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去5年間ににおける補助金等助成実績	補助金の名称	事業内容	
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会則又は規約 ・役員等名簿（氏名、読み仮名、性別及び生年月日） ・活動実績（団体の広報誌等） 		

申 告 書

当団体は、下記のとおり申告します。

また、当団体があいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の交付を受けて事業を行う場合、交付対象事業の公表について異議ありません。

記

- 1 政治団体や宗教団体でない
- 2 暴力団及びその関係者でない

年 月 日

所 在 地

団 体 等 名

代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

別記様式 2

No. 1

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業 実績報告書

事業区分	取組の名称			SDGsの目標
				※該当する目標番号を記載(実施要領参考資料を参照)
団体	団体等名			
	所在地	〒		
	代表者職・氏名			
	事務担当者名			
	住所	〒		
	電話			
	FAX			
E-mail				
交付金	交付決定額 ※交付額の変更があった場合は、上段に当初の額を、下段に変更後の額を記載	決算額	早期着手届の有無	事業完了日
			早期着手日	
	円	有 無 年月日	年月日	
募集方法				
参加者数		新聞への掲載 メディア放送		
事業結果 の概要				
事業実施 による効果				
事業実施に おける環境配慮 の取組結果	※プラスチックごみ削減、省エネなど、環境配慮の取組を記載してください（実施要領参考資料を参照）。			

No.2 活動状況（実績報告書に添付）

写 真	内 容
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：

備考1 太陽・自然の恵み学習事業については、地球温暖化対策等に関する環境学習についても記載すること。

2 写真等が枠内に収まらない場合は、行の高さを適宜変更すること。

No.3 アンケート（実績報告書に添付）

回答者				
		男 性	女 性	計
	子 供			
	大 人			
	項 目	人數 (割合)	理 由	
Q1. この取組に参加する前に比べ、森と緑の重要性について理解が深まりましたか？	①大変深まった	○○人 (○○%)		
	②少し深まった			
	③あまり深まらなかつた			
Q2. 今後とも、こうした取組に参加したいですか？	①参加したい	○○人 (○○%)		
	②参加したくない			
Q3. その他、自由にご意見やご感想をお聞かせください。				

収支決算書

取組の名称:

団体等の名称:

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
県交付金			
自己負担額			
その他収入			
合計			

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
交付対象経費	(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費		
	②活動のための交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代		
	③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費		
	④講演会、講習会等の講師に対する謝金		
	⑤広報・印刷費		
	⑥活動の際の保険料・資材運搬費		
	⑦事務室・会議室等の借上費		
	⑧その他事業活動に必要と認められる経費		
	(市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等		
小計			
交付対象外経費			
小計			
合計			

備考・実績報告書には、本様式に収支予算及び決算を記入し、添付すること。

・変更申請をした場合、予算額の欄には変更後の額を記入すること。

No.5 (実績報告書に添付)

支 出 明 細 書 (決算)

取組の名称:

団体等の名称:

項 目	領 収 書				
	整理番号	日 付	品 名	金 額	支 払 先
(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費					
②活動のための交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代					
③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費					
④講演会、講習会等の講師に対する謝金					
⑤広報・印刷費					
⑥活動の際の保険料・資材運搬費					
⑦事務室・会議室等の借上費					
⑧その他事業活動に必要と認められる経費					
(市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等					

備考 実績報告書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

交通費支払簿

氏名	活動日	活動内容	移動経路	交通手段	交通費	支払日	受領確認
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			

備考 1 移動経路には、出発地、経由地、活動場所の名称及び所在地を記入すること。

2 「別記様式2 No.2 活動状況」にも記載すること。

3 団体構成員に支払う場合は、構成員名簿等（交通費支払簿に記載した人が団体構成員であることが分かる書類）を提出すること。

ポイント使用結果報告書

取組の名称 :

団体の名称 :

ポイントの合計 : _____ 円相当

<内訳>

ポイント使用内容	相当金額 (単位:円)

※報告対象は、領収書に記載されたポイントの合計金額が1,000円相当を超える場合。

別記様式3

年　月　日

愛知県知事殿

所 在 地
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業早期着手協議書

年　月　日付け 第　号で計画承認通知のあった下記事業の実施について、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領第8の規定により協議します。

なお、この事業があいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱に基づく交付金事業として交付決定されない場合は、事業の施行に要する経費の全額を事業主体等で支弁します。

記

取組の名称	
事業区分	
交付予定対象事業費(円)	
事業着手予定年月日	年　月　日
事業完了予定年月日	年　月　日
早期着手の理由	

別記様式4

第 号

年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業
早期着手承認通知書

年 月 日付の協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

(条件)

- 1 交付金交付決定を受けた交付金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、交付金事業として交付金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業主体等で支弁すること。
- 2 事業着手から交付金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 3 事業遂行のために県が行う指示又は通達を遵守すること。

別記様式 5

年　　月　　日

愛知県知事殿

所 在 地
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業早期着手届

年　　月　　日付　　第　　号の早期着手の承認について、
下記のとおり早期着手しました。

記

1 取組の名称

2 事業区分

3 事業着手年月日

年　　月　　日

誓 約 書

当団体は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金（以下「交付金」という。）の概算払を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 交付金の概算払を受けた事業を適正に執行します。
- 2 概算払によって交付された交付金を目的外の使途に流用しません。
- 3 交付金の確定額が概算払の額に達しなかった場合は、その差額に相当する金額を速やかに返還します。
- 4 交付金の概算払を受けた事業を廃止する場合は、概算払の額の全額を速やかに返還します。

年 月 日

所 在 地

團 体 等 名

代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

別記様式 7

資 金 計 画 書

取組の名称 :

団体の名称 :

1 収入の部

(単位:円)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	事業完了後	合計
県交付金												
自己負担額												
その他収入												
合計												

2 支出の部

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	事業完了後	合計
①測量・調査												
②交通費												
③消耗品・資材費												
④講師謝金												
⑤広報・印刷費												
⑥保険・運搬費												
⑦借上費												
⑧その他経費												
小計												
交付対象外経費												
合計												
差引計												

備考 県からの概算払は、概算払承認申請書を提出した翌々月に交付されるとして計算すること。

項目別の合計は收支予算書（実施要領別記様式 1 No. 3）の金額と一致すること。

毎月の差引計の欄は 0 にする必要はない（ただし、合計は 0 にすること）。また、マイナスにならないこと。